

二輪車リサイクル自主取組み 2017 年度報告

2018 年 6 月

二輪車リサイクルシステムは、ユーザー等が廃棄を希望する二輪車を適正処理・再資源化するために、国内二輪車メーカー及び輸入事業者（以下、参加事業者）による自主取組みとして運営されています。当システムは、高い再資源化率と廃棄物処理法順守の仕組みとして稼動しています。

【二輪車リサイクルシステム参加事業者：16 社（2018 年 3 月末現在）】

本田技研工業(株)、ヤマハ発動機(株)、スズキ(株)、川崎重工業(株)、(株)MV AGUSTA JAPAN、Piaggio Group Japan(株)、(株)福田モーター商会、(株)イーケーイー、(株)プレスコポレーション、(株)ブライト、ドゥカティジャパン(株)、ビー・エム・ダブリュー(株)、トライアンフモーターサイクルズジャパン(株)、(株)エムズ商会、SPK(株)、キムコジャパン(株)

二輪車リサイクルシステムは、全国に約 170 箇所の指定引取場所及び 14 箇所の処理再資源化施設を配置し、指定引取場所での引受け、運搬及び再資源化を実施しています。また、排出者の利便性を高めるため、一般社団法人全国軽自動車協会連合会の協力のもと、廃棄二輪車取扱店^{※1} による廃棄二輪車の収集及び当システムへの引渡しを可能にしています。

※1 廃棄二輪車取扱店

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条第 4 号及び第 9 条第 4 号の規定により、平成 3 年、一般社団法人全国軽自動車協会連合会（以下、全軽自協）は厚生大臣（当時）から「広域廃棄物処理指定業」として指定されました。全軽自協が環境省に届出た二輪車販売店は、使用済み二輪車を廃棄物として全国広域的に収集・運搬することが可能となります。

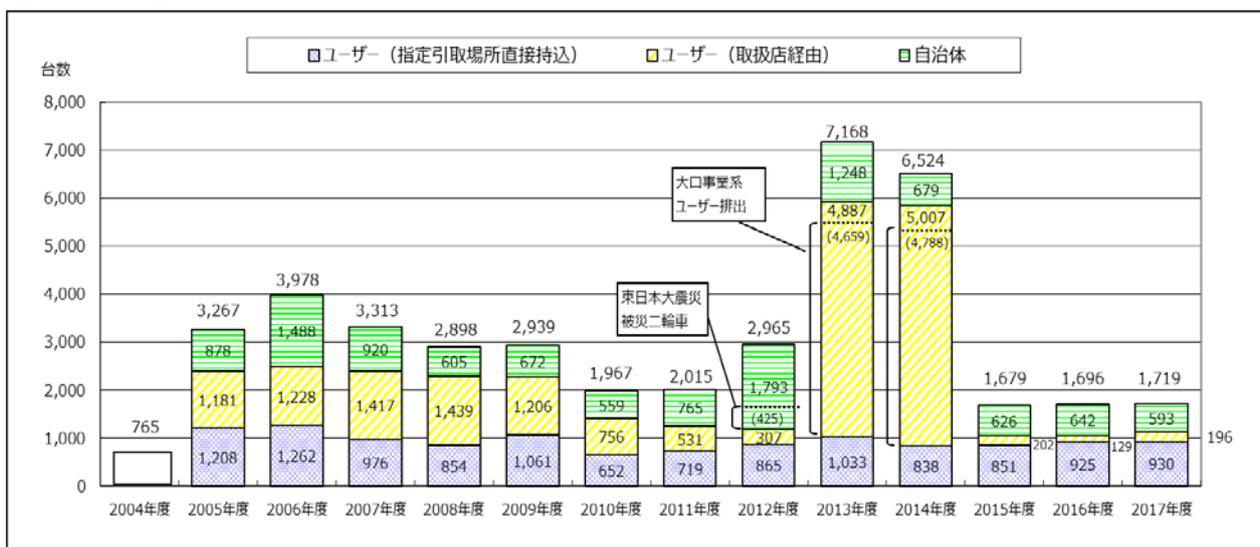
公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下、本財団）二輪車事業部は、参加事業者の委託を受けて、二輪車リサイクルシステムの広報を展開しています。その一環として、2017 年度の実績について報告いたします。

1. 2017 年度実績

(1) 引取台数

引取台数は、1,719 台となりました。内訳は、ユーザーからの引取 1,126 台（指定引取場所への直接持込が 930 台、廃棄二輪車取扱店を経由した持込が 196 台）、自治体からの引取 593 台でした。（図 1 参照）

図 1. 引取台数

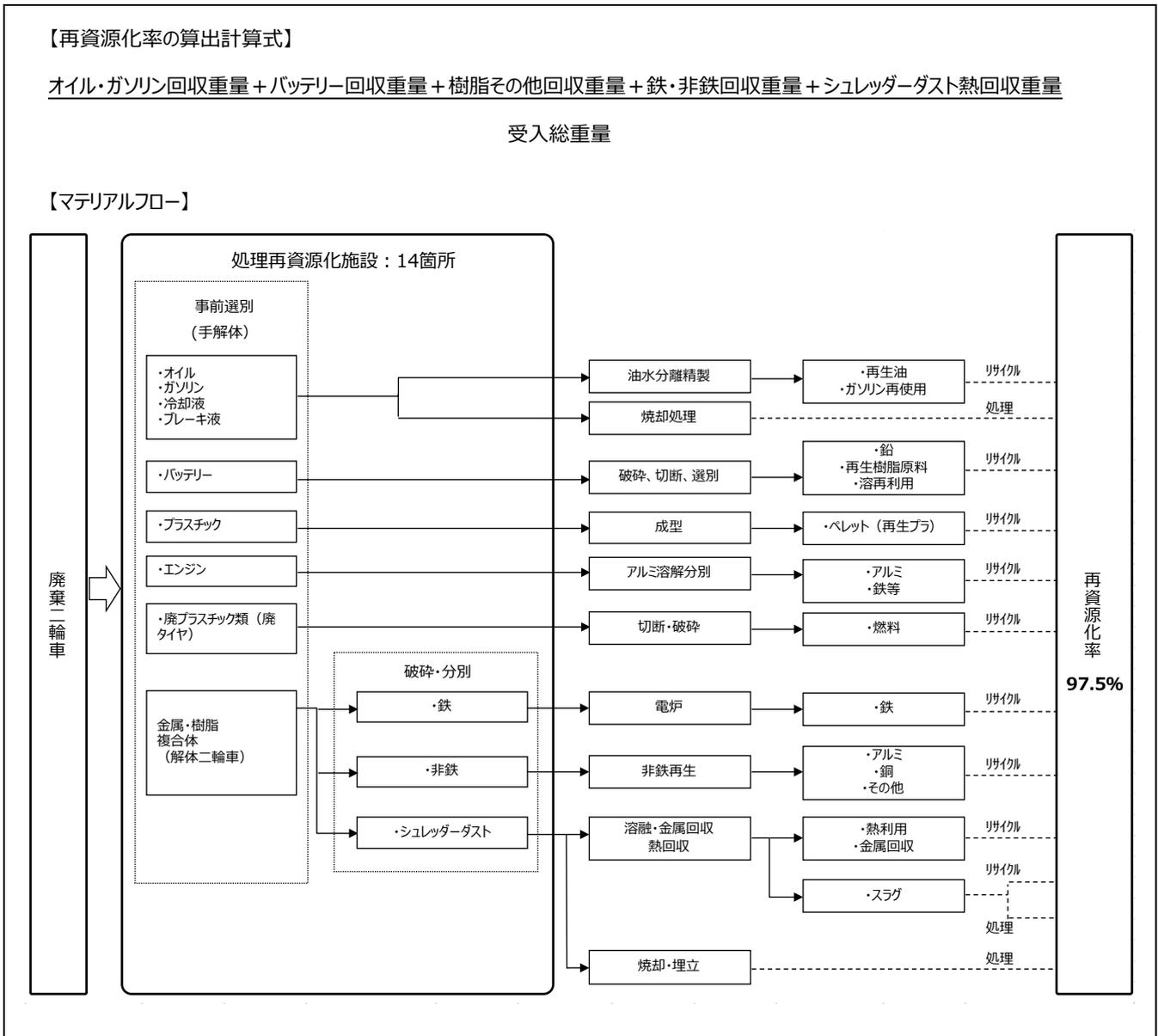


(2) 再資源化率

処理再資源化施設では、手選別により液類・バッテリー等を回収した後、車体の破碎・選別により金属類の回収を行っています。2017 年度は熱回収の促進及びタイヤの燃料化を推進し、再資源化率は、97.5%（重量ベース）となりました。

再資源化率の算出方法は以下のとおりです。（図 2 参照）

図 2. 再資源化率の算出計算式及びマテリアルフロー



2. 二輪車リサイクル広報活動

本財団二輪車事業部が行った 2017 年度の広報活動は、以下のとおりです。

(1) ユーザーへの広報

より多くの二輪車ユーザーに当システムを認知して頂くため、二輪車関連イベントでの PR 活動、各種メディア媒体への記事掲載を行いました。

(2) 自治体への広報

公益社団法人全国都市清掃会議の協力を得て、自治体への広報活動を通じ、自治体の理解促進を図りつつ、地域住民への社会的理解活動を実施しました。また、全国 1,741 自治体に対し、当システムの案内パンフレットを無償提供いたしました。

(3) 廃棄二輪車取扱店への周知活動

全国の廃棄二輪車取扱店に対し、確実な受付を行えるよう、一般社団法人自動車公正取引協議会が主催する二輪品質評価者講習会の会場において、動画による受付方法の案内を実施いたしました。また、広報ツールを作成し、全店に展開し、さらに各地域の主力店に直接訪問し、周知活動を実施いたしました。

(4) ユーザー認知度

2018 年 3 月に開催された東京モーターサイクルショーにおいて調査した結果、二輪車リサイクルシステムの認知度は 54.1%でした。

(5) 二輪車リサイクルコールセンター

システム全体に対する問合せ窓口として設置している「二輪車リサイクルコールセンター」の年間総着信件数は 3,958 件、うち総応答件数は 3,577 件（応答率 90.4%）となり、問合せの 74.2%を占めるユーザーへのシステム利用説明等、ガイダンス機能を果たしました。

(6) 持込先の公開

ユーザー利便性向上のため、廃棄二輪車の持込先となる全国約 170 の指定引取場所を本財団ホームページで公開しています。また、廃棄二輪車取扱店の最新リストは、全軽自協ホームページで公開され、本財団ホームページからリンクにより確認できるようにしています。

(7) 廃棄物処理法に基づく公表

当システムは、廃棄物処理法の特例制度である広域認定制度を活用しており、法の定めにより広域認定事業者の委託先情報を公開しています。また、指定引取場所で引取った車両の処理状況を、本財団ホームページで公開しています。

3. 2018 年度の取組み

(1) 周知活動

イベント出展、パンフレット配布及びメディアへの情報提供等の広報活動の他、公益社団法人全国都市清掃会議と協力し、自治体等へ当システムを案内し、住民向けごみ処理案内での適切な掲載を促進いたします。

また、適切な品質評価を行うことで、リサイクルよりもリユースが促進され、リサイクルする場合においても正しく実施されるよう、ユーザーとの接点である廃棄二輪車取扱店への当システムに関する理解促進に取り組みます。

(2) 再資源化率

全処理再資源化施設の平均再資源化率は、目標である 95.0%を達成しています。今後も目標を維持できる様、努力して参ります。

以上